

# ポートアイランドにおける公共空間を利活用した社会実験の企画・実施を通じた エリアマネジメント体制の構築業務 仕様書

## 1. 目的

本市では、令和4年度よりポートアイランド・リボーンプロジェクト（以下、「当プロジェクト」という。）に取り組んでいる。当プロジェクトにおいて、将来的なエリアマネジメント体制の構築を見据え、これまでポートピア大通りをはじめとした公共空間において、地域関係者を中心とした実行委員会による賑わい創出等を目的とした社会実験を行ってきた。

本業務は、将来的なエリアマネジメントを見据えた体制の構築を目指し公共空間を利活用した社会実験等の企画・実施を通じて、継続的な事業実施にむけた体制づくりに繋げることを目的とする。

## 2. 業務内容

これまで実施してきた公共空間を活用した社会実験を踏まえつつ、新たなプレイヤーの発掘や地域関係者を巻き込むなど、自走的かつ継続的に活動できるエリアマネジメント体制に向けて、社会実験イベント（以下、「当イベント」という。）の企画・実施を通じて、体制の検討・構築を進める。

<当イベント概要>

### ○実施日

実施日は、令和8年10月31日（土）とする。

### ○対象エリア

ポートアイランド内（以下、「島内」という。）の、ウォークブル軸であるポートピア大通り沿い（ポートライナー「中公園」駅から「医療センター」駅周辺まで）を中心とした公共空間を実施エリアとする。

(例)

- ・ 1期北：ポートピア大通り沿い緑道
- ・ 1期南：市民広場周辺
- ・ 2期：医療センター駅周辺の中央緑地軸

※詳細な範囲等については、本市と協議のうえ、決定すること。

### (1) 実行委員会の組織・事務局業務

- ・ 当イベント実施あたり、ストリートフェス2025実行委員会を参考に、島内の地域関係団体（大学、住民、企業等）が参加する実行委員会を組織すること。
- ・ 実行委員会を組織するにあたり、必要な規約や会計等の体制を整備し、役員構成、意思決定方法、会計管理体制を構築すること。
- ・ 実行委員会の運営に必要な事務局業務を行うこと。

- ・実行委員会の会議を行う際は、適切な進行を行うとともに、議事録を作成すること。

## (2) 当イベントの企画・運営

島内の回遊性・一体感の醸成を念頭に、1期・2期の各エリア内の緑道・緑地等の公共空間を利活用し、沿道店舗や島内住民・企業等と協働でパブリックスペース創出するイベントを企画・運営を行う。

- ・周辺土地利用やエリア内の地域課題をふまえて、エリアごとに特色ある実施内容を企画すること。また、実施内容については、関係機関協議を経た企画を実行委員会に諮り、了承を得ること。
- ・島内の住民や企業等を中心に幅広く出店者、出演者の募集、調整等を行うこと。募集に際しては、市の広報媒体以外の方法でも実施するとともに、十分な応募期間を確保すること。なお、募集・調整状況については、適宜、本市に報告すること。
- ・必要となる什器備品を調達すること。
- ・当日の設営（テント、什器備品設置等）、原状回復を確実に実施すること。
- ・周辺住環境などに配慮すること（音響等）。
- ・当イベントの実施にあたっては、ごみの発生抑制及び適切な分別・回収に努め、イベント終了後は、実施エリア内の清掃を行うこと。
- ・運営にあたっては安全面に配慮し、関係機関と調整を行い、必要な警備体制を構築すること。なお、事故・トラブルが発生した場合、発生時刻、場所、概要、負傷有無、対応状況等について都度、記録するとともに、速やかに本市担当者に報告すること。
- ・島内の同日及び近日実施のイベント等を把握し、事業及び広報の連携を行うこと。

※当イベント実施に必要な経費を協賛金・寄付金・出店料等にて募ることは妨げない。ただし、実行委員会名義で収入することとする。

## (3) 許可申請等関係者協議・調整

- ・当イベント実施にむけて、沿道地権者や関係行政機関（道路管理者、交通管理者等）との協議・調整を行うこと。
- ・当イベント開催にあたり、関係行政機関に対して必要な許認可等について、受託者の責任で確認し、調整・申請等を行い、許認可を得ること。

## (4) 広報業務

- ・島内の住民や企業等を中心に幅広く市民の参加を促すため、広報物（チラシ・ポスター等）を制作し、効果的に掲載すること。あわせて、SNSなど効果的な開催広報についても検討し、開催2週間前までに島内各所への広報物の配布（掲示含む）その他開催広報を実施すること。

- ・一般交通の迂回、音響使用その他周辺環境への影響等が想定される場合は、関係行政機関との協議内容をふまえて、開催2週間前までに現地周辺その他、必要な箇所においてチラシ等の掲示による事前周知を行うこと。また、イベント実施期間中の問い合わせ、苦情等に対応できる体制を整えること。
- ・広報物等の掲載等にあたっては、事前に本市に提出し、内容の確認を行うこと。

#### (5) 実施状況の分析・記録

- ・当イベントの開催時間中、毎時00分での会場内の参加者数をカウントする等、開催当日の参加状況を記録すること。
- ・開催状況について、写真、動画等の方法により記録すること。
- ・出店者及び参加者へのアンケートを実施すること。参加者アンケートの実施にあたっては、幅広い年代からの回答が得られるように工夫を行うこと。
- ・開催結果の分析にあたっては、来場者数だけでなく、来場者属性、滞留状況、エリア間の回遊状況、参加満足度、出店者評価等について把握・分析を行うこと。また、継続的なエリアマネジメント体制構築に向けた課題及び今後の展開可能性について整理すること。

#### (6) 将来的なエリアマネジメント体制構築のための検討

当イベントの実施を通じて、将来的に自走的かつ継続的に活動できるエリアマネジメント体制の構築に発展するよう検討を行うこと。

- ・実行委員会の運営状況や関係者の参画状況を踏まえ、継続的な活動に必要となる体制（組織形態、役割分担、財源確保の手法、意思決定プロセス等）について整理すること。
- ・将来的なエリアマネジメント体制の一翼を担うプレイヤーの発掘を行うこと。
- ・将来的な自走化に向けて、実行委員会の構成員やプレイヤー等へノウハウの共有を行うこと。
- ・協賛金、寄付金、出店料その他の収入のあり方等自走的かつ継続的な運営について検討し、課題及び対応方策を整理すること。
- ・ポートアイランドにおける今後の継続的な活動に向けた運営モデル・体制（案）を作成し、報告すること。

#### (7) 打合せ・進捗報告

本業務実施にあたり、定期的に本市との打合せ（2月に1回程度・オンライン可）を行い、進捗状況の報告を行うこと。また、打合せ・進捗報告行った際は、打合せ記録を作成し、本市に提出すること。

#### (8) 業務報告書の作成及び報告

業務報告書には、以下の内容を含めること。

- ①実施概要（日時、場所、実施内容等）
- ②実施体制及び関係者の状況

- ③来場者数及び出店・出演状況
- ④アンケート結果及び分析内容
- ⑤写真、動画等による開催記録
- ⑥事故、苦情等への対応状況
- ⑦本業務で得られた成果、課題
- ⑧将来的なエリアマネジメント体制構築に向けた運営モデル・体制（案）

### 3. 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 成果物

- (1) 本業務による制作物
- (2) 本業務の実施状況報告書（紙1部及びデータ）
- (3) 納品場所  
神戸市都市局未来都市推進課

### 5. 留意事項

- (1) 著作権の帰属
  - ①業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、当該成果物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、本市に帰属、若しくは受託者は本市に譲渡すること。
  - ②受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しないこと。
  - ③受託者は、本市の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。契約期間等の終了の後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。
  - ④受託者は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (2) 秘密の順守
  - 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5) 費用負担

本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) その他

以下の事項を含む内容のイベントの実施及び広報物を制作することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ その他社会通念に照らして本市が不相当と認めるもの

(参考)

- ・ ポートアイランド・リボーンプロジェクトHP  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi\\_reborn.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi_reborn.html)
- ・ ポートピア・ストリートフェス2025（2025年10月4日開催）HP  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/street\\_fes2025.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/street_fes2025.html)

以上